

○神奈川大学安全保障輸出管理規程

平成31年2月7日

規程第1172号

改正 令和2年7月30日規程第1260号

令和5年3月2日規程第1437号

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに関連する法令等（以下「外為法等」という。）に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理（以下「輸出管理」という。）について、神奈川大学（以下「本学」という。）における体制を整備し、学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 技術の提供 外国における技術の提供、外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (2) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国に向けて再送付されることが明らかな貨物を国内に向けて送付することをいう。
- (3) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (4) 通常兵器 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物のうち大量破壊兵器等以外のものをいう。
- (5) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (6) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術及び輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物が、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用

いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

(10) 教職員等 本学において研究活動に携わる者及び輸出管理の必要がある業務に携わる事務職員、技術職員その他の職員（本学において授業を担当しない本学学生及び大学院生であって、学校法人神奈川大学外部資金による研究等有期雇用者に関する規程第4条第1号に規定する研究者でないものを除く。）をいう。

(11) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6—1—5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(12) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。

(13) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規程に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿易局第492号）1(3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において教育、研究その他の活動として行われる全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。

(2) 技術の提供又は貨物の輸出にあたり、外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合には、当該許可を取得する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理を適正かつ円滑に実施するために、輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出を防止するための措置を講じ、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築し、並びに輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長が置かれていないときは、学

長が指名する者をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、この規程に定める業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者が指名する者をもって充てる。

- 2 管理責任者は、統括責任者を補佐し、この規程に定める業務を行う。

(輸出管理アドバイザー)

第8条 統括責任者は、管理責任者の業務を補佐させるため、輸出管理アドバイザーを置くことができる。

- 2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理の専門家として、本学における輸出管理に係る業務を円滑に実施するために必要な助言を行う。

(輸出管理委員会)

第9条 本学における輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 第11条の該非判定及び第14条の取引審査の手続方法に関する事項
- (2) 研修・啓発活動等に関する事項
- (3) 監査に関する事項
- (4) この規程の改廃に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

- 3 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 理学部長、工学部長、化学生命学部長、情報学部長、理学研究科委員長及び工学研究科委員長
- (4) 教務部長
- (5) 入試センター所長
- (6) 国際センター所長
- (7) その他委員長が必要と認める者

- 4 委員長は、統括責任者をもって充てる。

- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 7 第3項第7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 第3項第7号に規定する委員が欠けた場合における欠員補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事前確認)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合には、別に定める事前確認シートを用いて管理責任者に届出を行い、当該事案に係る事実関係等についての確認（以下「事前確認」という。）を受けなければならない。ただし、第14条の取引審査を行う必要があることが明らかなきときは、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項の事前確認の届出があった事案について、取引審査の可否を判定し、統括責任者に報告しなければならない。
- 3 教職員等は、前項に規定する判定により、取引審査の手続が必要と判断されたとき又は取引審査を行う必要があることが明らかなきときは、次条から第14条までに規定する手続を行わなければならない。
- 4 教職員等は、第2項に規定する判定により取引審査の手続が不要と判断されたときは、技術の提供又は貨物の輸出を行うことができる。

(該非判定)

第11条 教職員等は、第14条の取引審査の手続が必要と判断されたときは、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定（以下「該非判定」という。）を行わなければならない。この場合においては、別に定める該非判定票を起票するものとする。

- 2 該非判定は、次のとおり行わなければならない。
 - (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定する。
 - (2) 外部機関から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、当該機関から該非判定票等を取得し、該非判定を行う。ただし、当該機関から該非判定票等未取得しなくとも該非判定をすることができるときは、この限りでない。
- 3 前項の該非判定は、統括管理者が判定内容について審査し最終確認を行う。

(用途確認)

第12条 教職員等は、第14条の取引審査の手続が必要とされた場合には、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないことを、別に定める用途チェックシート及び明らかガイドラインシートを用いて確認しなければならない。この場合において、需要者以外から間接的に得ている情報については、直近1年以内に取得した情報を用いて確認することとする。

(需要者確認)

第13条 教職員等は、次条の取引審査の手続が必要とされた場合には、当該技術又は貨物の需要者について、別に定める需要者チェックシートを用いて確認しなければならない。この場合において、需要者以外から間接的に得ている情報については、直近1年以内に取得した情報を用いて確認することとする。

(取引審査)

第14条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合において、第11条の該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かの審査（以下「取引審査」という。）を行う必要があるとされたときは、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める審査票を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査を請求し、承認を受けなければならない。

2 審査票には、審査に必要な書類を添付しなければならない。

(許可申請)

第15条 統括責任者は、前条第1項に基づく承認を受けた技術の提供又は貨物の輸出のうち、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要なものについて、経済産業大臣に許可を申請しなければならない。

(技術の提供管理及び貨物の出荷管理)

第16条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行う場合には、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 第10条の事前確認及び第14条の取引審査の手続が行われたこと。ただし、事前確認により取引審査の手続が不要と認められたときは、取引審査の手続が行われたことの確認を要しない。
- (2) 前条に規定された外為法等に基づく技術の提供又は貨物の輸出に係る経済産業大臣の許可を受けていること。

(3) 貨物の輸出の場合には、貨物が出荷書類の記載内容と同一の物であること。

2 教職員等は、前項の確認をすることができないときは、当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出手続を停止させ、管理責任者へ報告しなければならない。

4 管理責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、統括責任者と協議して適切な措置を講ずるものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第17条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第18条 統括責任者は、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査協力)

第19条 教職員等は、統括責任者が、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(指導)

第20条 統括責任者は、教職員等に対し、外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、本学における輸出管理の確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第22条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反し、又は違反するおそれがあることを知ったときは、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項に規定する通報があったときは、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項に規定する報告により、外為法等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するも

のとする。

- 4 最高責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、遅滞なく関係行政機関に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関して必要な事項は、別に定める。

(事務の所管)

第24条 この規程に関する事務の所管は、研究推進部とする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成31年2月7日から施行する。

附 則 (令和2年7月30日規程第1260号)

この規程は、令和2年7月30日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日規程第1437号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。